

改正後

改正前

平成 年分の所得税の 申告書 (損失申告用)

3 翌年以後に繰り越す本年分の損失額

青色申告者の損失の金額	⑤	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額	⑥	円
変動所得の損失額	⑦	円
被災事業用資産の損失額	⑧	円
山林以外の損失額	⑨	円
山林	⑩	円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	⑪	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	⑫	円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	⑬前年までに引ききれなかった損失額	⑭本年分で差し引く損失額	⑮差し引かれた後の繰越損失額
A 3年前	純 年損	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 失	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失		
		山林以外の所得の損失		
B 2年前	純 年損	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 失	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失		
		山林以外の所得の損失		
C 前年	純 年損	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 失	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失		
		山林以外の所得の損失		

本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額 ⑯ 円

本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 ⑰ 円

雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額 ⑱ 円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額 ⑲ 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 ⑳ 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ㉑ 円

作成 整理欄

平成 年分の所得税の 申告書 (損失申告用)

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	⑤	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額	⑥	円
変動所得の損失額	⑦	円
被災事業用資産の損失額	⑧	円
山林以外の損失額	⑨	円
山林	⑩	円
翌年分以後に繰り越して差し引かれる被災事業用資産の損失額	⑪	円
山林以外の所得の損失額	⑫	円
山林所得の損失額	⑬	円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	⑬前年までに引ききれなかった損失額	⑭本年分で差し引く損失額	⑮差し引かれた後の繰越損失額
A 3年前	純 年損	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 失	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失		
		山林以外の所得の損失		
B 2年前	純 年損	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 失	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失		
		山林以外の所得の損失		
C 前年	純 年損	山林以外の所得の損失		
		山林所得の損失		
	損 失	変動所得の損失		
		被災事業用資産の損失		
		山林以外の所得の損失		

雑損控除、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額 ⑱ 円

5 翌年以後に繰り越される雑損失の金額

損害を受けた資産の種類など	損害の原因	損害年月日
⑬ 損失額	⑭ 保険金などで補てんされる金額	⑮ 差し引く損失額

翌年分以後に繰り越される雑損失の金額 ⑲ 円

6 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額 ⑳ 円

作成 整理欄

第四表(二)○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

第四表(二)平成十五年分以降適用 ○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。